

白井市通学区域審議会 会議録

日 時	平成23年3月2日(水) 午後5時00分から6時50分まで
場 所	白井市役所 4階 大会議室
出席者	國島千恵子会長 竹内正一委員(会長代理) 岡野ユカリ委員 鈴木由梨香委員 伊藤久男委員 青木清一委員 松井利一委員 田原浩忠委員 山本香緒利委員 中村順子委員 米山一幸教育長 事務局

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 答申内容のとりまとめについて
 - (2) その他

(資料の内容について、事務局より説明。)

事務局

1ページめは前回の審議会を受けて答申内容をとりまとめたもの、4~5ページは2月21日付けで保護者宛に通知した文書、2~3ページは通知文に対していただいたご意見を載せている。

まず、答申内容の取りまとめについて説明する。

1 平成25年度から西白井3丁目及び4丁目を、七次台小学校及び七次台中学校の通学区域に変更する。

西白井4丁目は、大山口小学校及び大山口中学校と白井第二小学校及び白井中学校の通学区域に分かれていたため、統一する。

2 この変更に伴い、特例を以下のとおり認める。

ア 平成23年度の1年生から3年生までの児童で、七次台小学校を希望する者は認める。ただし七次台小学校での受け入れ可能な人数までとする。

イ 平成24年度の1年生も、希望者は七次台小学校への通学を認める。

ウ 平成25年度の新6年生の希望者は、大山口小学校への特例を認める。なお、その兄弟も希望者は認めることとする。

エ 平成25年度の新6年生より上位の学年については、希望者は大山口中学校への通学を認める。

3 登下校の安全性の確保は次のとおりとする。

- ・西白井3丁目側から風間街道へ抜ける通学路の風間街道との交差点に押しボタン信号機と横断歩道の設置を要望する。
- ・西白井2丁目と3丁目の境界の交差点に押しボタン信号機の設置を要望する。
- ・道路の路面に注意喚起の塗装を実施する。
- ・新規道路計画を早期に実現するよう働きかける。
- ・集団等下校とし、人的配置（シルバー人材センター）を実施し、引率による児童の安全の確保を図る。
- ・ボランティア、PTAにも協力を呼びかけ見守りを行う。

会長

とりまとめ内容についてなにか意見はあるか。

委員

2月21日の保護者宛通知文で意見がきているのだから、これについて議論したらどうか。

会長

それでは、いただいた意見について議論をお願いしたいがどうか。

委員

通学路の安全性についてのご意見があるが、ボランティアの配置箇所について具体性がないのでは。

教育長

ボランティアとPTAにお願いして、危険箇所に配置をしていく。

配置箇所は学校側からあげてもらってよい。

また登下校については、西白井3～4丁目からシルバー人材センターに依頼して一緒に七次台小学校までの通学路を付き添ってもらう予定である。

会長

新規道路を望む意見が多い。七次台小学校まで延ばしてほしい意見も出ている。

教育長

七次台小学校までの計画道路はない。

西白井3～4丁目から風間街道への計画道路は、建設部局で今年度から測量

設計を実施しており、23年度へ予算を繰り越して行うこととなっている。

教育委員会としては早期建設の要望を行っていきたい。

事務局

七次台小学校への受け入れ人数がどの程度なのかのご質問があるが、具体的な数字は1年生が3学級と考えて40人まで、2年生が28人まで、3年生が34人まで受け入れ可能と思われる。

教育長

七次台小学校も教室が満室であるが、23年度は1教室を設けていただき1年生の受け入れ可能人数を40人としていただきたい。

24年度の受け入れについては、特別教室をプレハブで対応しクラス増に対応したいと考えている。

委員

3丁目から風間街道に抜ける道路について、でこぼこ道を整備してほしいご意見があったが、実際歩いてみると通りぬけとして使う車がかなりあるようだ。

しっかりと整備すると、通り抜けに使う車が増えるかもしれない。

整備してほしい気持ちはあるが、子供の安全面に不安が残ってしまう。

時間規制等、かけられないものか

教育長

でこぼこ道の整備は、建設部局へ要望していきたい。

時間規制は警察の権限で、地域の賛同が得られることが条件のため難しいのではないか。

委員

冬になると暗くなるのが早く、中学生は部活で遅くなる。

防犯灯を各所につける等の整備が必要。

委員

特例で23年度から七次台小学校に通う子ども達にも、シルバー人材センターの付き添いはつくのか。

教育長

何名か七次台小学校を希望する電話を受けており、23年度からのシルバー人材センターへの委託を予定している。

委員

4丁目から風間街道までの道がカーブが狭く危ない箇所であり、見守りとして立つ位置すら確保できない。

会長

人が立ちにくい箇所は、道路に直接表示する等の対応ができないか。

事務局

抑止力のある標識は警察でなければ設置できないが、「徐行」、「スクールゾーン」等、表示することが可能である。

会長

他に意見等がなければ答申に移るがどうか。

(意見等なし。10分休憩)

会長

答申案(別添)について、事務局より説明をお願いする。

(事務局より、答申案について説明。)

会長

答申内容について意見があるか。また、この内容で認めていただくことですか?

(審議会全員賛同)

(事務局より答申後のスケジュールについて説明)

事務局

3月11日の教育委員会議での決定を経て、23年度の1~3年生のお子さんをお持ちの西白井3~4丁目の保護者宛に通知を出す。

その中で七次台小学校への変更を希望する保護者に、変更願の提出をお願いし、同封した返信封筒で3月18日までにご返送いただくこととする。

(通知文には、信号機や横断歩道等の位置を示す等、安全対策を示した地図を添付してはどうかの意見があり、対応することとする。)

(閉会)

(別添)

平成23年3月2日

白井市教育委員会
教育長 米山一幸様

白井市通学区域審議会
会長國島千恵子

白井市通学区域の一部変更について（答申）

平成23年1月25日付け白教学第760号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

大山口小学校地区の人口の増加に伴い、通学区域の見直しを行うことについては、別添変更図のとおり大山口小学校区（大山口中学校区）から七次台小学校区（七次台中学校区）に変更することが適正である。

また、併せて白井第二小学校区（白井中学校区）である西白井4丁目についても七次台小学校区（七次台中学校区）に変更する。

なお、通学区域に関する付帯決議を下記のとおり付することとする。

○ 平成25年度から大山口小学校及び大山口中学校の通学区域である西白井3丁目及び4丁目を七次台小学校及び七次台中学校の通学区域に変更すること。

また、併せて白井第二小学校区及び白井中学校の通学区域である西白井4丁目についても七次台小学校及び七次台中学校の通学区域に変更する。

○ 平成24年度までの間及び平成25年度以降の通学の特例を下記のとおり認めること。

1 平成23年度の1年生から3年生の児童で、七次台小学校への通学を希望する者は認める。ただし、七次台小学校での受け入れ可能な人数までとする。

2 平成24年度の1年生も希望者は七次台小学校への通学を認める。

3 平成25年度の新6年生（平成23年度の4年生）の希望者は大山口小学校を認める。なお、その兄弟については希望者は認める。

4 平成25年度の新6年生より上位の学年の希望者は、大山口中学校を認

める。

- 登下校の安全性の確保は下記のとおり実施すること。
 - 1 西白井3丁目側から風間街道へ抜ける通学路の風間街道との交差点に押しボタン信号機及び横断歩道の設置を要望すること。
 - 2 西白井2丁目と3丁目の境界の交差点に押しボタン信号機の設置を要望すること。
 - 3 道路の路面に注意喚起の塗装の実施及び防犯灯を設置すること。
 - 4 新規計画道路を早期に実現するよう働きかけること。
 - 5 集団登下校を実施し、引率等の人的配置（シルバー人材センター）による児童の安全の確保を図ること。
 - 6 ボランティア、PTAにも協力を呼び掛け、見守りを行うこと。

《変更通学区域》

西白井3丁目及び西白井4丁目（大山口小学校区）の区域

西白井4丁目（白井第二小学校区）の区域

《小学校変更図》

水色部分（大山口小学校・白井第二小学校 → 七次台小学校）